

規格艇使用に関する内規

社団法人日本ボート協会は、配艇制度のある大会における競漕艇の使用可能年限と新旧規格艇の混在する大会におけるその取扱いについて、次の通り内規を設ける。

本内規は理事会承認事項とする。

■経緯

国民体育大会、全日本高校選手権大会等、配艇制度のある大会で使用する競漕艇の仕様・規格については、平成 14 年 6 月に制定された「日本ボート協会規格艇登録規定」において定めがある。

しかしながら、その使用可能年限や、「日本漕艇協会競漕艇登録規則」の定めにより製造された旧規格艇との混在使用に関し特に定めが無く、混乱を来す恐れがあることから、各大会運営上の目安となる基準が必要であると判断されたため、その実施内規をここに策定する。

なお、運用については各開催自治体や都道府県協会と日本協会国体委員会が、その実状を勘案し協議の上決定することとする。

■内規

1. 大会で使用する艇は、製造年月日から 3 年以内のものとする。ただし、使用回数がごくわずかで劣化がほとんど無いものについては、5 年を限度として使用を認める。
2. 「日本漕艇協会競漕艇登録規則」の定めにより製造されたいわゆる旧規格艇は「日本ボート協会規格艇登録規定」により平成 15 年 9 月 1 日までに製造されたものについては規格艇として登録される。そのため、その使用を内規 1 に従い 3 年間あるいは 5 年間使用すると平成 20 年度の国体までは旧規格艇の使用が可能となる（ただし、平成 14 年度下半期以降には、旧規格艇はほとんど製造されていない）。
3. 同一種目において、旧規格艇と新規格艇（平成 14 年 6 月に制定した「日本ボート協会規格艇登録規定」において仕様・規格を定めた艇）の混在使用は認めない。種目が異なる場合は旧規格艇と新規格艇の混在を認めるが、その場合、主管者は使用する種目ごとの規格をできるだけ早期に競技者に通知しなければならない。
4. 同一種目で製造年が異なる艇を使用する場合、同一レース内では製造年が近い艇を使用すること。
5. 以上の内規は平成 16 年度の大会から適用する。

附則 本内規は平成 15 年 9 月 1 日から施行する。